

火器等の貸付条件に関する通達

昭和37年 7 月21 日
陸幕発武第399号

改正 昭和53年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 平成19年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
平成19年 3 月 28 日陸幕法第61号 平成21年 2 月 3 日陸幕法第10号
平成30年 3 月 14 日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長
殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規75)

火器等の貸付条件に関する通達

標記の件、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号。以下「省令」という。）第2条及び陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71—5号）第73条に基づき火器を無償貸付する場合は下記により実施されたい。

なお、弾薬類の無償貸付、火器又は弾薬類の官給又は有償貸付の場合も下記に準じて実施するものとする。

記

- 1 貸付けを行う部隊等の長（分任物品管理官。以下同じ。）は別紙「貸付火器の管理基準」を基準として「貸付火器の保管及び使用要領」を作成し（貸付を受ける者にあらかじめ作成させることもできる。）省令第7条第5号に規定する貸付条件とする。ただし、貸付けを受けようとする者が次の各号に掲げる法律の一に基づき貸付火器の保管及び使用について管理規定を作成しており、当該規定が「貸付火器の管理基準」の主旨に合致すると認められた場合は当該規定の厳守を前記の貸付条件とすることができる。
 - (1) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）
 - (2) 銃砲刀剣類等所持取締法（昭和33年法律第6号）
 - (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- 2 調達契約に火器の貸付けを含める場合は前項の条件を付すること。
- 3 前2項の条件をつけないで貸し付けている火器のある場合は速やかに第1項の処置をとること。

貸付火器の管理基準

(目的)

- 1 この基準は、火器の貸付けを受ける者が厳守すべき火器の保管及び使用要領を作成する基準を定めることを目的とする。

(保管責任者及び監督者)

- 2 貸付けを受ける者は火器の保管責任者を指定し、保管責任者に倉庫の管理及び保管出納の事務を行わせるものとする。

(使用)

- 3 火器の使用は次の各号によるものとする。

- (1) 火器を使用する者はその火器に精通した者であること。
- (2) 火器の授受は、保管責任者の確認を得て行うこと。
- (3) 火器を使用する前後には必ず点検、手入を行うこと。手入材料は陸上自衛隊の教範等に準拠した所定のものを使用する。
- (4) 使用者は事故のあった場合、その都度直ちに保管責任者に通報すること。

(保管)

- 4 火器の保管は次の各号によるものとする。

- (1) 火器はすべて火器専用のかぎのかかる倉庫で、また庫内も火器を保管するのにふさわしい所に保管すること。ただし、火砲等で倉庫に保管することが困難な場合には確実に固定し覆等を施しておいてもよい。
- (2) 倉庫は常に施錠し、盗難等の事故のないようにしなければならない。
- (3) 拳銃等は、倉庫内の金庫又は床面等に固定した施錠のできる箱に納めること。
- (4) 倉庫への立入りを制限し、倉庫への立入はその都度保管責任者の承認を要する。
- (5) 倉庫は常に清掃し、火器に関係のないものはなるべく保管しないようにする。
- (6) 倉庫内に火器等の員数表を掲示し、その状況を明らかにしておく。

(かぎの保管)

- 5 火器保管倉庫専用のかぎを指定し、日常使用するかぎと予備のものとの区分し、その員数を明らかにしなければならない。

(出納)

- 6 火器の出納は、必ず保管責任者立会いの下に実施するものとする。

(帳簿)

- 7 員数掌握、点検、検査及び出納簿等を確実にを行うために必要な帳簿を作成し、異動の事実のあった都度記帳を行なうものとする。

(点検、検査)

- 8 点検、検査は次の各号により実施するものとする。

- (1) 保管責任者は、毎日員数点検を行い異常の有無を確認する。

- (2) 機能の状態については定期的に点検、検査を行い、異常の有無を確認する。
- (3) 監督者は、定期的に保管責任者の業務を点検する。
- (4) 貸し付けた者が要求する際は、防衛省の検査官による員数及び機能の点検、検査を受けなければならない。

(事故)

- 9 火器の員数過不足の発生、又は部品交換による修理の限界を超えた機能的な事故が発生した場合は、直ちに貸付けを受けた部隊等の長に 検査官が常駐する場合は検査官を経由) 通報し、その処理について指示を受けるものとする。

(再貸付禁止)

- 10 貸付けを受けた者は、貸付けを受けた火器を下請会社等に再貸付けをしてはならない。もし、その必要が生じた場合は下請会社等から改めて申請書を提出させる。